

あっせん・調停・仲裁の相違点

区分	開始手続	調整者	内 容
あっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使双方の申請 ・ 労使いずれか一方の申請 ・ 労働委員会会長の職権 	<p>あっせん員 (通常、公益側・労働者側・使用者側各1名ずつで構成されます。)</p>	<p>団体交渉のとりもち、主張のとりなしなどにより、当事者間の自主的な解決を促進します。あっせん案を示すこともあります。</p>
調 停	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使双方の申請 ・ 労使いずれか一方の申請 (労働協約に定めがある場合、公益事業の場合) ・ 労働委員会の職権 (公益事業・地方公営企業の場合) ・ 知事の請求 (公益事業・地方公営企業の場合) 	<p>調停委員会 (公益委員・労働者委員・使用者委員の三者(同数)で構成されます。調停案を提示して、労使双方に受諾を勧告します。)</p>	<p>調停案の受諾については、法的には拘束されません。</p>
仲 裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使双方の申請 ・ 労使いずれか一方の申請 (労働協約に定めがある場合) ・ 労働委員会の職権 (地方公営企業の場合) ・ 知事の請求 (地方公営企業の場合) 	<p>仲裁委員会 (公益委員3人で構成されます。労使委員は意見を述べるすることができます。)</p>	<p>仲裁裁定を出します。 当事者は、この裁定に従わなければならない、その効力は、労働協約と同一です。</p>